



# 鳥取県公報

平成 26 年 3 月 31 日 (月)  
号外第 50 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県道の路線の廃止 (231) (道路企画課) . . . . .	2
	一般国道の区域の変更 (232) (〃) . . . . .	2
	県道の区域の変更 (233) (〃) . . . . .	2
	県道の供用の開始 (234) (〃) . . . . .	3
	県道の路線の変更 (235) (〃) . . . . .	4

# 告 示

## 鳥取県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成26年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
254	清水川福成線	西伯郡南部町清水川	西伯郡南部町福成	

## 鳥取県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
180号	変更前	西伯郡南部町阿賀字五反田376-1地先から米子市吉谷字中馬場山633-2地先まで	11.5~76.5	3,900.0
		西伯郡南部町阿賀字徳連場東845-1地先から米子市吉谷字中馬場山639-1地先まで	7.4~81.9	2,673.0
	変更後	西伯郡南部町阿賀字五反田376-1地先から米子市吉谷字中馬場山633-2地先まで	11.5~76.5	3,900.0
482号	変更前	八頭郡若桜町大字茗荷谷字屋敷廻り上エ331-3地先から同町大字淵見字上河原297地先まで	9.2~84.2	2,375.0
		八頭郡若桜町大字茗荷谷字屋敷廻り上エ331-3地先から同町大字淵見字上河原297地先まで	4.9~46.1	2,137.0
	変更後	八頭郡若桜町大字茗荷谷字屋敷廻り上エ331-3地先から同町大字淵見字上河原297地先まで	9.2~84.2	2,375.0

## 鳥取県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取福部線	鳥取市東品治町107-1地先から同市東品治町103-3地先まで	変更前	25.0~48.9	307.0
		変更後	25.0~52.3	307.0

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取停車場線	変更前	鳥取市東品治町104地先から同市永楽温泉町160地先まで	27.0~191.6	104.0
	変更後	鳥取市東品治町100-2地先から同市永楽温泉町160地先まで	27.0~60.1	69.0
福成戸上米子線	変更前	西伯郡南部町福成字前河原北2278-1地先から同町境字内海道西1211-1地先まで	7.0~51.7	1,564.0
	変更後	西伯郡南部町境字内海道西1209-3地先から同字1211-1地先まで	28.5~33.0	56.0
鳥取国府線	変更前	鳥取市末広温泉町701地先から同市末広温泉町723地先まで	18.0~18.0	85.0
		鳥取市東品治町107-5地先から同市東品治町107-4地先まで	19.1~25.1	101.0
	変更後	鳥取市末広温泉町701地先から同市末広温泉町723地先まで	18.0~18.0	85.0
大坪隼停車場線	変更前	八頭郡八頭町大坪字長田184-1地先から同町山路字堂前8-3地先まで	4.6~30.2	934.0
		八頭郡八頭町大坪字万蔵123-1地先から同町山路字堂前15-7地先まで	4.1~32.9	1,149.0
	変更後	八頭郡八頭町大坪字長田184-1地先から同町山路字堂前8-3地先まで	4.6~30.2	934.0

**鳥取県告示第234号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取福部線	鳥取市東品治町107-1地先から同市東品治町103-3地先まで	平成26年3月31日

福成戸上米子線	西伯郡南部町境字内海道西1209-3地先から同字1211-1地先まで	”
---------	------------------------------------	---

## 鳥取県告示第235号

昭和33年鳥取県告示第188号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
略					略				
244	<u>境車尾線</u>	西伯郡 南部町 境	米子市 車尾		244	<u>福成戸上米 子線</u>	西伯郡 南部町 福成	米子市 車尾	
略					略				